萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の造成・販売業務 仕様書

1 業務名

萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の造成・販売業務

2 目 的

海外旅行会社等による島根県石見地域を含むツアーの造成・販売促進を図ることにより、萩・石見空港の利用促進及び石見地域への外国人誘客につなげる。

3 実施時期

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託上限額

4,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

- (1) 萩・石見空港を利用した外国人観光客向け旅行商品の企画・造成 (ツアーの条件)
 - ・萩・石見空港を利用すること(可能であれば往復利用すること)
 - ・欧米豪をメインターゲットとする。ただし、石見地域への旅行者数の拡大が見込まれる市場 への取組等に対する提案がある場合は、新たなターゲットを設定しても差し支えない
 - ・訪日外国人観光客を主に想定しているが、国内在住外国人も対象として差し支えない(国内 在住外国人を対象とする際には、口コミ効果による訪日外国人への波及効果を目指したもの とすること)
 - ・少なくとも石見地域で1泊以上宿泊すること
 - ・石見地域の外国人向けの体験コンテンツ(令和3、4年度に島根県の事業で造成した「萩・石 見空港利用促進に向けた外国人向け体験コンテンツ(石見地域)」を想定しているが、外国人 向けの石見地域の体験コンテンツであれば、これに限らない。)を含むこと

(可能であればその他島根県内の観光施設を含むこと)

- ・OTAと連携した個人旅行向け商品、ツアー等の団体旅行向け商品のいずれも差し支えない
- (2) 海外旅行会社等への提案による商品化及び販売促進
 - ・上記旅行商品における海外旅行会社、ランドオペレーター等への営業
 - ・販売促進に向け、ウェブサイト等でのPR
- (3) 効果的な業務の実施
 - ・委託費を効果的に活用し、外国人観光客を最大限誘致すること
- (4)事業の検証等
 - ・上記、(1)(2)(3)を実施し、送客目標人数を設定すること
 - ・未達成の場合は、その理由を分析したものをまとめること
 - ・業務完了後、実施内容を報告書にまとめ提出すること。また、報告書には来訪者の属性分析、 次年度以降の改善点や継続して取り組むべき内容、効果的な誘客施策の在り方を示すこと

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、島根県西部県民センターと十分協議しながら進めること
- (2) 仕様書に定めのないことや、事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、島根県西部県民センターと受託者双方協議の上決定すること